持するためには、都道府県の家畜保健衛生所における迅速かつ正確な検査の実施が重要である。

このため、国は、家畜保健衛生所における外部精度管理調査の定期的な受検と検査の信頼性を確保するとともに、円滑な検査の実施に資する人材確保・人材育成に向けて引き続き支援する。

また、病原体の散逸防止のための設備を備えた検査室等、家畜保健衛生所が適切な病性鑑定を実施するために必要な施設を整備する。

5　獣医療提供体制の整備

産業動物臨床及び家畜衛生行政に従事する産業動物獣医師は、地域における家畜の診療や飼養衛生管理の指導を担い、養豚を始めとした畜産経営に欠かせない存在である。一方、獣医系大学の卒業生の多くが小動物分野に就職している状況であり、養豚分野の専門知識・技術を持つ産業動物獣医師の確保・育成が必要とされている。

このため、今後とも生産者が適切な獣医療を受けながら畜産業を安心して継続できるよう、獣医系大学との連携強化、修学資金の給付や職業紹介・インターンシップの支援等の学生向けの対策及び転職支援や研修等の就業後の対策により産業動物獣医師の確保・育成を図りつつ、遠隔診療の導入等の地域の取組による診療の効率化等を進めることで獣医療提供体制の整備を推進する。

六　安全で安心して消費することができる豚肉の生産の促進及び消費の拡大に関する事項

1　豚肉の品質の向上に関する研究開発の推進及びその成果の普及

米その他の特色ある国産飼料を利用した飼養方法について、行政や民間の研究機関は、通常の飼養方法の場合との豚肉の品質差を客観的に示すための研究を行い、給餌飼料、飼養方法の違いによる肉質の向上について、消費者への情報提供に努める。

あわせて、豚肉の品質向上に資する飼養管理技術の研究開発を行い、これらの研究成果に係る情報について、広く生産者に提供する。

また、おいしさの評価に関する科学的知見の蓄積に努め、指標化項目や評価手法の検討及び簡易な分析方法の確立に向け検討を進める。

2　特別な銘柄の豚肉等の生産に係る情報提供の促進

特別な銘柄の豚肉の生産に資する国産純粋種豚の改良及び保護に努めるとともに、特定の品種、特別な給餌飼料や飼養方法など豚肉の生産に係る情報について、豚肉商品への表示などを通じて、消費者への訴求力を高める。

また、オレイン酸や脂肪交雑など特徴ある肉質について、消費者への情報提供に努める。

くわえて、生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組を進める。

3　安全・安心な豚肉の生産の促進

（1）食肉処理施設におけるＨＡＣＣＰに沿った衛生管理の徹底

食肉処理施設は、安全な畜産物を供給するとともに、国産畜産物への消費者の信頼を確保するよう、平成30年の食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正により義務化されたＨＡＣＣＰに沿った衛生管理を徹底する。

（2）安全な豚肉の生産に係る飼料の安全確保及び動物用医薬品の適正使用の推進

安全な豚肉の安定供給を確保するためには、飼料及び動物用医薬品の安全確保並びに個々の養豚農場における衛生管理をより向上させ、健康な豚を生産することが重要である。

このため、飼料の製造等に関わる事業者は、飼料の安全を効果的・効率的に確保するため、ＧＭＰ（事業者が安全な飼料を供給するために実施する適正製造規範）の普及促進に取り組む。

アフリカ豚熱、豚熱を始めとした豚の伝染性疾病対策に万全を期すため、飼料の製造等に関わる事業者は、肉と接触した可能性がある食品残さからエコフィードを製造する場合には、加熱処理の製造基準を遵守する必要がある。

動物用医薬品の使用に際しては、獣医師の指示、用法用量及び休薬期間を厳守することに加え、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、抗菌薬を含む動物用医薬品の適正な管理・使用を図る。

くわえて、生産者における農場ＨＡＣＣＰの考え方を取り入れた飼養衛生管理を推進する。

4　国内の消費者の需要の変化・多様化に応じ供給するための取組

消費者の嗜好は「高くても良質な物」と「安価な物」に二極化していることから、消費者ニーズに対応するためには、特別な銘柄・地域ブランドや、品種の特性に応じた豚肉の生産から販売までの一貫した体系の構築、需要の多様化に対応した特色ある国産豚肉を使用した新商品の開発、生産コストを抑えた豚肉の生産等の取組を推進することが必要である。

5　輸出の促進

豚熱の発生及びワクチン接種により、当面の間、豚肉輸出は北海道からのみに限られるものの、国産豚肉及びその加工品の輸出拡大に向け、国は、豚熱の清浄化に取り組むとともに、認定品目団体が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組や生産者・食肉処理施設・輸出事業者が連携して取り組むプロモーション、食肉処理施設の整備・認定等を支援し、輸出解禁等の協議を通じた輸出先の更なる多様化を図る。

6　消費者への情報提供と国産豚肉に対する信頼確保

養豚農業に対する国民的理解を深めるため、その振興の意義について消費者の理解醸成を推進するとともに、生産コスト等を価格に反映しやすくするため、生産コストが増加している現状等について流通事業者や消費者の理解醸成を推進する。

豚肉の消費拡大のために、養豚農家、生産者団体及び流通業者が連携し、豚肉の調理法や栄養についての正しい知識の普及啓発を推進する。